

令和３年 議案第３号

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について
上記の議案を提出する。

令和３年２月１２日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市立学校の教職員の業務の適切な管理を行うため、時間外在校等時間の上限を定める必要があるからである。

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針に基づき、みよし市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校(以下「市立学校」という。)の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育職員 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛知県条例第55号)第2条第2項に規定する教育職員(以下「県費負担教員」という。)及びみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例(平成22年みよし市条例第31号)第1条に規定する任期を定めて採用する教員(以下「市費負担教員」という。)をいう。

(2) 正規の勤務時間 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める勤務時間をいう。

ア 県費負担教員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和42年愛知県条例第4号。以下「県勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間

イ 市費負担教員 みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三好町条例第1号。以下「市勤務時間条例」という。)第3条から第5条までに規定する勤務時間

(3) 所定の勤務時間 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める正規の勤務時間をいう。

ア 県費負担教員 県勤務時間条例第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間(県勤務時間条例第8条第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。)以外の正規の勤務時間

イ 市費負担教員 市勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間(市勤務時間条例第10条第1項に規定する休日の全勤務時間を除き、同条第2項の規定により勤務することを要しないとされた代休

日における正規の勤務時間を含む。) 以外の正規の勤務時間

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、市立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3（1）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、市立学校の教育職員が児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、市立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。